

東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

東大和市立学童保育所条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

学童保育所における学童保育（昼間家庭において保護者の適切な監護を受けられない小学校に就学している児童に、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その安全の確保及び健全な育成を図る事業をいう。以下同じ。）の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第6条の2第2項の規定により市長の承認を受けた保護者の児童の利用時間については、当該各号の規定中「午後6時まで」とあるのは、「午後7時まで」とする。

第5条第2項第3号中「保育」を「学童保育」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（延長学童保育）

第6条の2 市長は、前条の規定による承認を受けた保護者の児童（以下「入所児童」という。）が、当該保護者の労働、疾病その他の理由により第4条第1項本文の利用時間の終了後も家庭において適切な監護を受けられないと認める場合は、午後7時まで学童保育を利用させることができる。

2 前項の規定により延長された時間における学童保育（以下「延長学童保育」という。）を利用しようとする入所児童の保護者は、市長の承認を受けなければならない。

第7条の見出しを「（育成料等）」に改め、同条中「学童保育所の入所の承認を受けた児童（以下「入所児童」という。）」を「入所児童」に、「学童保育所における児童の育成」を「学童保育」に改め、同条に次の1項を加える。

2 延長学童保育の利用の承認を受けた保護者は、育成料のほか、延長学童保育に要する費用（以下「延長育成料」という。）として、児童1人当たり月額2,500円を納付しなければならない。ただし、1日を単位として延長学童保育の利用の承認を受けた場合の延長育成料は、児童1人当たり日額500円とする。

第8条の見出し中「育成料」を「育成料等」に改め、同条中「の保護者又は入所児童が、」を「又はその保護者が」に改め、「場合」の次に「における育成料又は延長育成料（1日を単位として延長学童保育の利用の承認を受けた場合の延長育成料については、第2号に該当する場合に限る。）について」を加え、「掲げる額の育成料を」を「定めるところにより」に改め、同条第1号中「2,500円」を「次に掲げる費用の種類に応じて当該次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 育成料 2,500円

イ 延長育成料 1,000円

第8条第2号中「育成料」の次に「又は延長育成料」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 入所児童の疾病その他の特別な理由により、第10条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をして月の初日から末日までの全日数について学童保育を欠席し、又は延長学童保育の利用を休止するとき。
当該月に係る育成料又は延長育成料を免除

第9条の見出し中「育成料」を「育成料等」に改め、同条中「育成料」の次に「及び延長育成料」を加える。

第10条を次のように改める。

（退所等の届出）

第10条 入所児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 入所児童を退所させようとするとき。
- (2) 入所児童が第5条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は同条第2項に規定する要件に該当したとき。
- (3) 入所児童について1月以上3月を超えない範囲内で学童保育を欠席させようとするとき。

2 前項の規定は、延長学童保育を利用している入所児童の保護者について準用する。この場合において、同項第2号中「第5条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は同条第2項に規定する要件に該当したとき」とあるのは、「第6条の2第1項に規定する要件に該当しなくなったとき」と読み替えるものとする。

第11条の見出し中「入所」を「入所等」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 第5条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は同条第2項に規定する要件に該当したとき。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、延長学童保育の利用の承認の取消しについて準用する。この場合において、同項第1号中「第5条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は同条第2項に規定する要件に該当したとき」とあるのは、「第6条の2第1項に規定する要件に該当しなくなったとき」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2第2項の規定による延長学童保育の利用の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。